

第2回西脇市自治基本条例検討委員会次第

○平成22年4月19日(月) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター
3階 マナビータ・ホール

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 市長あいさつ

4 協議等

(1) 正副委員長の選任について

委員長	委員
副委員長	委員
副委員長	委員

(2) 他市町の事例確認

別紙 資料1、資料2、資料3 参照

(3) 部会の設置について

別紙 資料4 参照

5 その他

(1) 今後の予定

6 閉 会



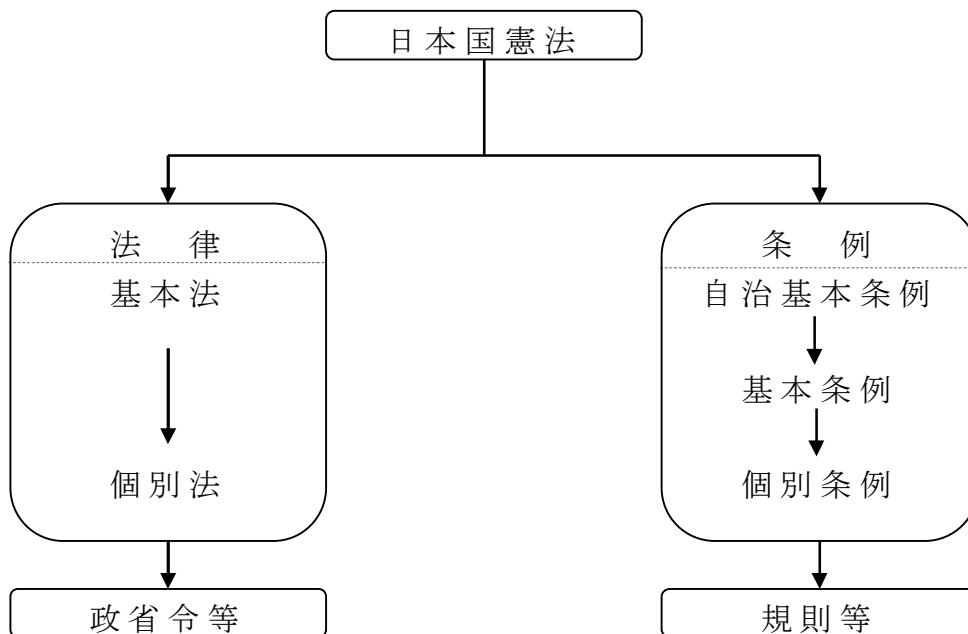
西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

第 2 回西脇市自治基本条例検討委員会資料

1 法体系における自治基本条例の位置付け



2 自治基本条例の構成（参考）

(1) 総則

- ① 目的 ② 定義 ③ 最高規範性 ④ 基本理念
- ⑤ 基本原則（参画と協働、情報共有、人権尊重など）

(2) 各主体の役割・責務等

- ① 市民の役割・責務
- ② 議会の役割・責務
- ③ 行政（首長）の役割・責務

(3) 市政運営

- ① 総合計画 ② 情報公開 ③ 個人情報保護
- ④ パブリックコメント ⑤ 行政評価 ⑥ 説明責任
- ⑦ 行政手続 ⑧ 行政組織 ⑨ 政策法務 など

(4) 参画・協働

住民投票制度

(5) コミュニティ

地域コミュニティ

(6) 他団体等との関係

(7) 条例の見直し

	○ニセコ町	○伊賀市	○大和市	○名張市	○篠山市	○朝来市	○流山市	○生駒市	
	ニセコ町まちづくり基本条例	伊賀市自治基本条例	大和市自治基本条例	名張市自治基本条例	篠山市自治基本条例	朝来市自治基本条例	流山市自治基本条例	生駒市自治基本条例	
	平成13年4月1日施行（平成18年4月1日一部改正）	平成16年12月24日施行	平成17年4月1日施行	平成18年1月1日施行	平成18年10月1日施行	平成21年4月1日施行	平成21年4月1日施行	平成22年4月1日施行	
	15章57条	7章58条	9章33条	10章40条	5章26条	7章32条	10章41条	9章54条	
総則	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	
	目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	
	位置付け 体系化	55 この条例の位置付け 56 条例等の体系化	5 この条例の位置付け・体系化	2 最高規範性	37 最高規範性	26 最高規範	31 最高規範性	2 条例の位置付け	3 最高規範
	定義		2 用語の定義	3 定義	2 定義	2 定義	2 定義	3 定義	2 定義
	基本理念		3 基本理念					4 基本理念 5 目指すまちの姿	
	基本原則	2 情報共有の原則	4 自治の基本原則	4 参加及び協働の原則	3 自治の原則（人権尊重、情報共有、参画及び協働）	3 参画と協働によるまちづくり	3 まちづくりの基本原則（参画と協働、情報の共有、自律と共助）		4 情報共有及び公開
		3 情報への権利		5 情報共有の原則		4 市政運営の基本			5 参画と協働の原則
		4 説明責任		6 法令の自主解釈		5 情報の共有、提供及び公開			6 人権の尊重
		5 参加原則		7 財政自治の原則		6 説明責任			
				8 対等及び協力の原則		7 個人情報の保護			
市民の権利・役割・責務	10 まちづくりに参加する権利	12 まちづくりに参加する権利	9 市民の権利	4 市民の権利	10 市民の権利及び責務	4 市民の権利及び責務	36 市民等の責務	7 まちづくり参画の権利	
	11 満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利	13 まちづくりの参加における市民の責務	10 市民の責務	5 市民の役割と責務	11 子どもがまちづくりに参画する権利	5 事業者の社会的責任		8 20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利	
	12 まちづくりに参加する権利における町民の責務				12 事業者の権利及び責務			9 まちづくり参画における市民の責務	
	13 まちづくりに参加する権利の拡充								
	議会（議員）の責務等	17 議会の役割	38 議会の役割と権限	13 市議会の責務	6 議会の役割、権限等	13 議会の役割及び責務	6 市議会の役割及び責務	29 議会の役割	10 議会の役割と権限
		18 議会の責務	39 議会の責務	14 市議会議員の責務	7 議会の責務	14 議員の責務	7 議員の責務	30 市民等にかかれた議会	11 議会の責務等
		19 議会の組織等	40 議会の情報共有と市民参加		8 議員の責務			31 議会の政策立案機能の充実	12 議会の会議及び会期外活動
		20 議会の会議	41 議員の責務					38 議員の責務	13 市議会議員の責務
		21 会議の公開							
		22 議会の会期外活動							
23 政策会議の設置									
24 議員の役割及び責務									
市長・職員の責務等	25 町長の責務	14 まちづくりの参加における市の責務	11 子ども	9 市長の役割と責務	15 市長の役割及び責務	8 市長等の権限及び責務	37 市長の責務	14 協働のまちづくりにおける市の役割	
	26 就任時の宣誓	42 行政の役割と権限	15 市長の責務	10 職員の役割と責務	16 職員の責務	9 職員の責務	39 職員の責務	15 市長の責務	
	27 執行機関の責務	43 市長の責務	16 市職員の責務					16 執行機関の責務	
		44 執行機関の責務						17 市の職員の責務	
		45 職員の責務							
市政運営	原則		18 運営原則（執行機関）	22 地域経営の原則	17 まちづくりの基本				
	政策法務	28 政策法務の推進	47 法務体制	19 法務政策			25 法令の活用による政策実現	24 法務政策	
	危機管理	29 危機管理体制の確立		27 危機管理		28 危機管理	27 危機管理体制の確立	27 危機管理	
	行政組織・職員政策	30 組織（執行機関）	46 執行体制の整備	19 執行機関の組織	17 組織（市政運営）	27 行政組織	26 行政組織及び職員的能力開発等	22 行政組織	
	行政手続	34 行政手続の法制化	48 職員政策	24 行政手続	18 人事政策			23 職員政策	
	法令遵守・公益通報	35 法令の遵守	49 公益通報		20 法令遵守と公益通報	26 法令遵守及び公益通報	34 倫理	25 法令遵守及び公益通報	
							35 内部通報		
	広聴制度等	32 意見・要望・苦情等への応答義務等	50 苦情等への対応		15 要望等への対応	21 意見、要望及び苦情等への対応		33 苦情等への対応	28 広聴応答義務
		33 意見・要望・苦情等への応答のための機関							29 広聴対応
	行政評価	46 評価の実施	56 行政評価	20 行政評価	25 行政評価	22 行政評価	23 行政評価	24 行政評価	34行政評価
47 評価方法の検討		57 外部監査		26 監査	23 外部機関による監査			35 外部監査	
財政	40 総則（財政）	51 財政運営の基本方針	26 財政の健全性の確保	24 財政等		19 財政運営	23 財政運営	30 財政運営の基本方針	
	41 予算編成	52 財政基盤の強化	27 財産管理					31 予算編成、執行及び決算	
	42 予算執行	53 予算編成、予算執行	28 財政状況等の公表					32 財産管理	
	43 決算	54 財産管理						33 財政状況の公表	

	○ニセコ町	○伊賀市	○大和市	○名張市	○篠山市	○朝来市	○流山市	○生駒市	
	44 財産管理	55 財政状況の公表							
	45 財政状況の公表								
計画	総合計画	36 計画過程等への参加	15 計画策定における市民参加の原則	17 総合計画	16 総合計画		18 総合計画	22 総合計画	19 総合計画等の策定
	策定手続等	37 計画の策定等における原則	16 計画策定における市民参加の手続						37 計画策定段階の原則
		38 計画策定の手続							38 計画策定手続
	39 計画進行状況の公表								
情報共有	原則	6 意思決定の明確化	6 情報共有の原則	22 情報公開	11 情報共有		20 情報公開	7 知る権利	21 意思決定の明確化
			7 情報への権利		12 情報公開		21 情報提供	8 情報共有	46 情報への権利
			8 意思決定過程の情報共有						
	制度	7 情報共有のための制度	9 情報共有のための制度						47 情報共有制度
8 情報の収集及び管理		10 情報の収集及び管理						48 情報収集及び管理	
個人情報保護説明責任	9 個人情報の保護	11 個人情報の保護	23 個人情報の保護	13 個人情報保護		25 個人情報の保護	10 個人情報の保護	49 個人情報の保護	
			21 説明責任	14 説明責任		22 説明責任	9 説明責任	20 説明責任	
住民自治	住民自治	14 コミュニティ	21 住民自治の定義	12 地域コミュニティ	33 コミュニティ活動	18 コミュニティの意義と支援	14 コミュニティの形成	6 地域コミュニティ	40 市民自治の定義
		15 コミュニティにおける町民の役割	22 住民自治に関する市民の役割		34 地域づくり		15 地域自治協議会の設立		41 市民自治に関する市民の役割
		16 町とコミュニティのかかわり	23 住民自治に関する市の役割		35 市民公益活動		16 まちづくり活動への支援		42 市民自治に関する自治体の役割
			24 住民自治協議会の定義・要件				17 生涯学習の推進		43 市民自治協議会等
			25 住民自治協議会の設置						
			26 住民自治協議会の権能						
			27 住民自治協議会への支援						
			28 地域まちづくり計画						
			29 地域振興委員会の設置						
			30 地域振興委員会の所掌事務						
			31 地域振興委員会の委員の任命方法						
			32 規則への委任						
			33 住民自治地区連合会の設置						
			34 住民自治地区連合会の所掌事務						
			35 規則への委任						
			36 住民自治活動を支援する機関の設置						
	37 住民自治活動を補完する行政機関の設置								
住民投票	住民投票	48 町民投票の実施	19 市民投票の原則	30 住民投票	31 住民投票	24 住民投票	13 住民投票	17 市民投票	44, 45 市民投票
		49 町民投票の条例化	20 市民投票の実施	31 住民投票の請求等	32 住民投票の発議及び請求				
参画と協働	参画の権利等	31 審議会等への参加	17 審議会等への市民参加		28 政策形成及び実施過程への参画	20 附属機関等への参加	10 参画と協働の推進	11 参加の権利	18 まちづくり参画における市の責務
			18 条例制定における市民参加の手続		29 評価等への参画		11 意見公募制度	12 子どもの意見表明の機会の保障	39 審議会等
					30 審議会等		12 審議会等の運営	13 参加の機会の保障	
					36 協働のまちづくり			14 提案制度	
								15 協働によるまちづくり	
								16 市民参加条例	
連携	連携	50 町外の人々との連携		32 他自治体との連携	38 国及び三重県との関係	19 交流及び連携	29 国及び兵庫県との関係	18 国及び千葉県との協力等	50 他自治体住民との連携
		51 近隣自治体との連携			39 他自治体との関係			30 他の地方公共団体との連携	19 近隣等の自治体との協力
		52 広域連携						20 市外の人々との連携	20 市外の人々との連携
		53 国際交流及び連携						21 国際交流	21 国際交流
条例	制定手続	54 条例制定等の手続							36 条例制定等の手続
		57 この条例の検討及び見直し	58 この条例の検討及び見直し			25 条例の見直し及び検討手続	32 条例の見直し	40 条例の実効性の確保	54 条例の見直し
その他	特殊制度等			25 出資法人に対する指導等				41 条例の見直し	
				29 厚木基地					
				33 委任	40 補足				

ニセコ町まちづくり基本条例

目次

前文

- 第 1 章 目的（第 1 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本原則（第 2 条－第 5 条）
- 第 3 章 情報共有の推進（第 6 条－第 9 条）
- 第 4 章 まちづくりへの参加の推進（第 10 条－第 13 条）
- 第 5 章 コミュニティ（第 14 条－第 16 条）
- 第 6 章 議会の役割と責務（第 17 条－第 24 条）
- 第 7 章 町の役割と責務（第 25 条－第 35 条）
- 第 8 章 まちづくりの協働過程（第 36 条－第 39 条）
- 第 9 章 財政（第 40 条－第 45 条）
- 第 10 章 評価（第 46 条・第 47 条）
- 第 11 章 町民投票制度（第 48 条・第 49 条）
- 第 12 章 連携（第 50 条－第 53 条）
- 第 13 章 条例制定等の手続（第 54 条）
- 第 14 章 まちづくり基本条例の位置付け等（第 55 条・第 56 条）
- 第 15 章 この条例の検討及び見直し（第 57 条）

附則

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第 2 章 まちづくりの基本原則

（情報共有の原則）

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第5条 町は、仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加

についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

第20条 議会の会議は、討議を基本とする。

2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適正と認められる場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(議会の会期外活動)

第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(政策会議の設置)

第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

第7章 町の役割と責務

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(政策法務の推進)

第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

(危機管理体制の確立)

第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に関する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(法令の遵守)

第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものと

する。

第8章 まちづくりの協働過程

(計画過程等への参加)

第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるように配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下これらを「総合計画」と総称する。）は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるように不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(計画進行状況の公表)

第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

第9章 財政

(総則)

第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第10章 評価

(評価の実施)

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

第11章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

第12章 連携

(町外の人々との連携)

第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第13章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

- (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前3号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無（無のときはその

理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第14章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第15章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ニセコ町環境基本条例の一部改正)

2 ニセコ町環境基本条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第6条第2項中「第25条」を「第36条」に改める。

(ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部改正)

3 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例(平成16年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第50条」に改める。

附 則 (平成18年3月22日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第11号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

伊賀市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 情報の共有（第6条－第11条）

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務（第12条－第14条）

第2節 市民参加の制度保障（第15条－第18条）

第3節 市民投票（第19条・第20条）

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治（第21条－第23条）

第2節 住民自治協議会（第24条－第28条）

第3節 地域振興委員会（第29条－第32条）

第4節 住民自治地区連合会（第33条－第35条）

第5節 住民自治活動を補完する機構（第36条・第37条）

第5章 議会の役割と責務（第38条－第41条）

第6章 行政の役割と責任

第1節 行政の責務（第42条－第45条）

第2節 行政運営の方針（第46条－第50条）

第3節 財務（第51条－第55条）

第4節 評価（第56条・第57条）

第7章 条例の見直し（第58条）

附則

伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。

これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されてきました。

また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。

こうした背景のもと、伊賀市の自治における権利や責務を明らかに

し、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。
- (4) 市の執行機関 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (5) 協働 市民及び市又は市民同士や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。
- (6) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
- (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。
- (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。

(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。
- (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

- (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。
- (4) まちづくりは、まず市民自らが行き、さらに地域や市が補完して行う。
- (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
- (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

(この条例の位置付け・体系化)

第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

- 2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

(情報への権利)

第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

(意思決定過程の情報共有)

第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

- 2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

(情報共有のための制度)

第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。

- 2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。
- 3 前2項に関することは、別に定める。

(情報の収集及び管理)

第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

- 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に関することは、別に定める。

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務

(まちづくりに参加する権利)

第12条 私たち市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

(まちづくりの参加における市民の責務)

第13条 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

(まちづくりの参加における市の責務)

第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参加の拡充に努めなければならない。

第2節 市民参加の制度保障

(計画策定における市民参加の原則)

第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。

(計画策定における市民参加の手続)

第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。

2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。

(審議会等への市民参加)

第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の

設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。

(条例制定における市民参加の手続)

第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならない。

(1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号に準じた制定改廃の場合

2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表する。

4 提案者は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第3節 市民投票

(市民投票の原則)

第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票の結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

(市民投票の実施)

第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役と

なつたまちづくりを行う活動をいう。

- 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

- 2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

(住民自治に関する市の役割)

第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

- 2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

第2節 住民自治協議会

(住民自治協議会の定義・要件)

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

(1) 区域を定めていること。

(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

(4) 目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。

(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国政などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

- 2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市町の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。

(住民自治協議会の権能)

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地区において行われる住民生活と関わりの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地区において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。
(地域まちづくり計画)

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

第3節 地域振興委員会

(地域振興委員会の設置)

第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、

当該地区の住民生活に密接に関係し、当該地区の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

- 2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域振興委員会の所掌事務)

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。

- 3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(地域振興委員会の委員の任命方法)

第31条 地域振興委員会の委員は、当該地区の住民のうち、当該地区において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

(規則への委任)

第32条 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第4節 住民自治地区連合会

(住民自治地区連合会の設置)

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。

(住民自治地区連合会の所掌事務)

第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区にかかる次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項

(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。

3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(規則への委任)

第35条 住民自治地区連合会の委員の任命、定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第5節 住民自治活動を補完する機構

(住民自治活動を支援する機関の設置)

第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、この役割を果たす機関を設置する。

(住民自治活動を補完する行政機関の設置)

第37条 市は、住民自治活動をできるだけ市民に身近なところで支援するため、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と権限)

第38条 市議会は、法令で定めるところにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。

2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。

3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。

(議会の責務)

第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。

2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを

調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。

3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。

4 市議会の組織及び議員の定数は、法令の範囲内でこの条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。

(議会の情報共有と市民参加)

第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。

4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。

5 市議会は、議会の会議に出席を求めたものを協議に加えることができる。

6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。

(議員の責務)

第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。

3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 行政の役割と責務

第1節 行政の責務

(行政の役割と権限)

第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。

2 市長は、市の執行機関を統括し、これを代表する。

3 市長は、議案の提出、予算調製、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。

(市長の責務)

第43条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の

理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

(執行機関の責務)

第44条 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

(職員の責務)

第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

第2節 行政運営の方針

(執行体制の整備)

第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(法務体制)

第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行わなければならない。

(職員政策)

第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。

2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。

3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。

(公益通報)

第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。

2 前項に関することは、別に定める。

(苦情等への対応)

第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えられるよう努めなければならない。

- 2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手續等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。
- 3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。

第3節 財務

(財政運営の基本方針)

第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

- 2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(財政基盤の強化)

第52条 市は、自主課税制度導入など、市民負担のあり方や市有財産の活用等を検討し、国及び県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。

(予算編成、予算執行)

第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。

- 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。

(財産管理)

第54条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。

- 2 市長は、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

第4節 評価

(行政評価)

第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

- 2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

- 3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。

(外部監査)

第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情および特定の事業等に関する監査を実施する。

第7章 条例の見直し

(この条例の検討及び見直し)

第58条 市は、この条例の施行後4年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊賀市市民参加条例の廃止)

2 伊賀市市民参加条例（平成16年伊賀市条例第21号）は、廃止する。

大和市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 自治の基本原則（第4条－第8条）
 - 第3章 市民
 - 第1節 市民（第9条－第11条）
 - 第2節 地域コミュニティ（第12条）
 - 第4章 市議会（第13条・第14条）
 - 第5章 市長（第15条・第16条）
 - 第6章 行政運営の原則
 - 第1節 総合計画（第17条）
 - 第2節 執行機関（第18条－第25条）
 - 第3節 財政（第26条－第28条）
 - 第7章 厚木基地（第29条）
 - 第8章 住民投票（第30条・第31条）
 - 第9章 その他（第32条・第33条）
- ### 附則

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる発展のために自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

第2章 自治の基本原則

(参加及び協働の原則)

第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

(情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。

(法令の自主解釈)

第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

(財政自治の原則)

第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を原則とする。

(対等及び協力の原則)

第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。

第3章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「施策形成等」という。）の過程に参加する権利を有する。

3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。

4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

(子ども)

第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。

4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

第4章 市議会

(市議会の責務)

第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。

3 市議会は、保有する個人情報と保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。

(市議会議員の責務)

第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に

規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

第5章 市長

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。

3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。

4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第6章 行政運営の原則

第1節 総合計画

(総合計画)

第17条 総合計画（総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。）は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

第2節 執行機関

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービス向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

(執行機関の組織)

第19条 執行機関の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。

(行政評価)

第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任)

第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

(情報公開)

第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報保護)

第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。

3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(行政手続)

第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(出資法人に対する指導等)

第25条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。

第3節 財政

(財政の健全性の確保)

第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。

(財産管理)

第27条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

第28条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

第7章 厚木基地

第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因

して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

第8章 住民投票

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第9章 その他

(他の自治体との連携)

第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18条第4項、第20条第2項及び第31条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

名張市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市民（第4条・第5条）

第3章 市議会（第6条－第8条）

第4章 市長等（第9条・第10条）

第5章 情報共有（第11条－第15条）

第6章 市政運営（第16条－第27条）

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画（第28条－第32条）

第2節 コミュニティと市民公益活動（第33条－第35条）

第3節 協働のまちづくり（第36条）

第8章 最高規範性（第37条）

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係（第38条・第39条）

第10章 補則（第40条）

附則

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現するという責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておく必要があります。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。
- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発現と行動に責任を持たなければならない。

2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に定めるものを議決する。

(議会の責務)

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市は、基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利に対して適切な措置を講じなければな

らない。

(説明責任)

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

(総合計画)

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

(組織)

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。

(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

(法務政策)

第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守と公益通報)

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

(行政手続)

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最小の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政にかかる重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて

協力して行動するものとする。

- 2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

- 2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

- 3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

- 4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

- 5 市は、地域づくりの組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

第36条 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会及び市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

- 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体が担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

- 3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

(国及び三重県との関係)

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、

協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

(他の自治体との関係)

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
(名張市市民参加条例の廃止)
- 2 名張市市民参加条例(平成14年条例第2号)は、廃止する。

篠山市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本原則（第3条－第9条）

第3章 権利及び責務（第10条－第16条）

第4章 まちづくりの目標と推進（第17条－第24条）

第5章 条例の改正と位置付け（第25条・第26条）

附則

私たちの篠山市は、21世紀の地方分権時代のまちづくりに備えて、旧多紀郡の篠山町、西紀町、丹南町及び今田町が、平成11（1999）年4月に合併して誕生しました。

デカンショ節で知られる丹波篠山は、兵庫県の中東部に位置し、四方を緑豊かな山々に囲まれ、秋には深い霧が立ちこめます。この特有の風土や先人たちの努力が、山の芋・黒大豆などの特産品や、丹波焼・春日能などの伝統文化を育み、豊かな田園文化を築いてきました。

私たちは、こうした歴史を大切にしながら、互いに力を合わせ人権・平和・環境を守り、幸せに暮らせるまちづくりを目指してきました。そして、今、市民と市が一体となってみんなで考え、みんなで責任をもってまちづくりを進めるといふ自治のあり方が求められています。

この条例は、このような自治の理念とその基本を定め、市民と市の参画と協働の手法を明らかにすることによって、「誰もが住みやすく愛されるささやま」を実現するためのしくみを整えるものです。

私たちは、自治の最高規範として、ここに篠山市自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、篠山市における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定め、もって、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、市民福祉の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するも

- の及び市内で事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
 - (3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
 - (4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。

第2章 基本原則

(参画と協働によるまちづくり)

第3条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

(市政運営の基本)

第4条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護することを基本とする。

2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。

4 市長は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

(情報の共有、提供及び公開)

第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。

3 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。

(説明責任)

第6条 市は、市民に対し、市の計画、事業及び結果に関して、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

(会議の公開)

第8条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の会議を公開しなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体や個人の権利又は利益に関するものなど、公開することが適

当でないとは認められるときは、理由を明らかにし、公開を制限することができる。

(財政運営の基本)

第9条 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

2 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市及び市が資本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人の財政状況を、市民に分かりやすく公表しなければならない。

第3章 権利及び責務

(市民の権利及び責務)

第10条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

3 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え、互いの意見を理解し尊重しながら責任ある行動により、まちづくりの推進に努めるものとする。

(子どもがまちづくりに参画する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有する。

(事業者の権利及び責務)

第12条 事業者とは、市内で事業活動を行うものをいう。

2 事業者は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有する。

3 事業者は、地域社会の信頼と理解を得るとともに、環境を保全し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(議会の役割及び責務)

第13条 市議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が適切に反映されるよう、市政を監視するものとする。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とし、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行うものとする。

3 市議会は、市議会議員が次条の責務を果たすため、政策研究活動等の支援体制を整備するものとする。

(議員の責務)

第14条 市議会議員は、議会運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。

2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えなければならない。

3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

(市長の役割及び責務)

第15条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第16条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第4章 まちづくりの目標と推進

(まちづくりの基本)

第17条 市民及び市は、次に掲げるまちづくりを推進する。

(1) 人権を尊重し、擁護するまちづくりを推進する。

(2) 男女共同参画社会を実現するまちづくりを推進する。

(3) 篠山の自然環境と市民の生活環境を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(4) 篠山の伝統や文化を重んじ、市民の生涯学習を実現するまちづくりを推進する。

(5) 篠山の風土に合った産業を、積極的に育てるまちづくりを推進する。

(6) 篠山の次の世代を担う子どもたちが、夢と希望をいただき、健やかに成長するまちづくりを推進する。

(コミュニティの意義と支援)

第18条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。

2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。

3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。

(交流及び連携)

第19条 市民及び市は、市外の人々との連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

2 市民及び市は、国際交流を促進し、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるものとする。

3 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(附属機関等への参加)

第20条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の委員構成に、公募の委員を選任するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による公募の委員については、市民の中から幅広い人材を選出するものとする。

(意見、要望及び苦情等への対応)

第21条 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。

2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。

(行政評価)

第22条 市長は、能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策について、市民参画による評価を行い、必要な見直しを行うものとする。

(外部機関による監査)

第23条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

(住民投票)

第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。

2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。

3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。

4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

5 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国人や未成年者の参加に配慮しなければならない。

第5章 条例の改正と位置付け

(条例の見直し及び検討手続き)

第25条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が篠山市にふさわしいものであり続けているか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。

2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。

3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審

議する市民委員会を設置することができる。

(最高規範)

第26条 この条例は、篠山市における自治の基本原則とまちづくりの基本事項を定める最高規範であり、市民及び市はこれを最大限尊重しなければならない。

2 市は、この条例の内容に即して、他の条例及び規則等の体系化を図らなければならない。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

朝来市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民（第4条・第5条）

第2節 市議会（第6条・第7条）

第3節 行政機関（第8条・第9条）

第3章 参画と協働（第10条－第13条）

第4章 市民自治（第14条－第17条）

第5章 市政運営（第18条－第28条）

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係 （第29条・第30条）

第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）

附則

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住み良いまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。
(まちづくりの基本原則)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(事業者の社会的責任)

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第3節 行政機関

(市長等の権限及び責務)

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。

第3章 参画と協働

(参画と協働の推進)

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

(意見公募制度)

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

(審議会等の運営)

第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第4章 市民自治

(コミュニティの形成)

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

(地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

(まちづくり活動への支援)

第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

(生涯学習の推進)

第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

第5章 市政運営

(総合計画)

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、策定に当たっては広く市民の参画を得るものとする。

3 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、

総合計画に反映するよう努めるものとする。

4 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

5 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(財政運営)

第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(情報公開)

第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

(情報提供)

第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

(説明責任)

第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

(個人情報保護)

第25条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守及び公益通報)

第26条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

(行政組織)

第27条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

(危機管理)

第28条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係

(国及び兵庫県との関係)

第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第30条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

第7章 この条例の位置付け

(最高規範性)

第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

流山自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本理念等（第4条－第6条）
- 第3章 情報共有と個人情報の保護（第7条－第10条）
- 第4章 参加と協働（第11条－第17条）
- 第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等（第18条－第21条）
- 第6章 行政運営の原則（第22条－第28条）
- 第7章 議会の役割（第29条－第31条）
- 第8章 公正と信頼の確保（第32条－第35条）
- 第9章 責務（第36条－第39条）
- 第10章 条例の実効性の確保（第40条・第41条）

附則

わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。

わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。

地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき市民自治を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともに、まちづくりを進めることが求められています。

この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営して行くための基本的な原則、仕組みが必要です。

流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治のための普遍の原則を定め、ここに流山市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。

2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 市及び議会は、法令を解釈し、運用する場合は、この条例に照らして、適正に判断するよう努めなければなりません。

4 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(1) 市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。

(2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。

(3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。

(4) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。

(5) 参加 市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。

(6) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。

第2章 基本理念等

(基本理念)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。
- (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。
- (3) 市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。
- (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
- (5) 市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。
- (6) 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとし、

(目指すまちの姿)

第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとし、

- (1) 地域の生態系の保全と景観に配慮したまち
- (2) 緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち
- (3) 恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち
- (4) 市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち
- (5) 学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち
- (6) 生涯にわたって学ぶことができるまち
- (7) 歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち
- (8) 子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち
- (9) 健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち
- (10) 高齢者や障害者が暮らしやすいまち
- (11) 地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち
- (12) 男女共同参画社会が形成されたまち
- (13) 多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち

(地域コミュニティ)

第6条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとし、

- 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとし、
- 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

第3章 情報共有と個人情報保護

(知る権利)

第7条 市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。

(情報共有)

第8条 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとしします。

(説明責任)

第9条 市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。

(個人情報保護)

第10条 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

2 何人も市及び議会に対して、開示、訂正、削除その他の自己に関する個人情報の適正な管理のための行為を請求することができます。

第4章 参加と協働

(参加の権利)

第11条 市民等は、市政に参加する権利を有しています。

(子どもの意見表明の機会の保障)

第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。

(参加の機会の保障)

第13条 市及び議会は、市民等の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。

(提案制度)

第14条 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。

2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。

(協働によるまちづくり)

第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとしします。

2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて、地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。

3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(市民参加条例)

第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

(市民投票)

第17条 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。

2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。

3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。

第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等

(国及び千葉県との協力等)

第18条 流山市は、国及び千葉県と対等な立場であり、流山市の自主性を踏まえた上、地方自治の発展のために、国及び千葉県と協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行います。

(近隣等の自治体との協力)

第19条 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を図るため、広域的な観点から、近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。

2 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。

(市外の人々との連携)

第20条 市民等、市及び議会は、市外の人々との連携を図り、その知恵や意見を市民自治によるまちづくりに活用するように努めます。

(国際交流)

第21条 市民等、市及び議会は、国際交流を推進し、諸外国の自治体等と協力して、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題に取り組むとともに、相互の理解を深めるように努めます。

第6章 行政運営の原則

(総合計画)

第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。

2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の審議を経なければなりません。

3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。

4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

(財政運営)

第23条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行い、もって明確な方針のもとに市民サービスの質を維持し、向上させるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。

2 市長は、財政状況及び財産の保有状況につき出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成しなければなりません。

3 市長は、財政運営における目標値を定め、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、中長期の財政計画を策定しなければなりません。

4 市長は、財政運営の透明性を確保するとともに、第2項の財政情報及び前項の中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

5 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。

6 市長は、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築します。

(行政評価)

第24条 市は、効果的かつ効率的に行政を運営するため、政策、施策及び事業のすべてについて行政評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の行政評価の結果に基づき政策、施策及び事業を見直すとともに、これを総合計画の進行管理及び見直し並びに予算の編成に反映させなければなりません。

3 市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。

(法令の活用による政策実現)

第25条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望に対応するため、法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行使することその他多様な方法によって、政策の実現に努めなければなりません。

(行政組織及び職員的能力開発等)

第26条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるように行政組織を整備しなければなりません。

2 市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定しなければなりません。

3 市は、職員の効力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければなりません。

(危機管理体制の確立)

第27条 市は、市民の身体、生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣市や姉妹都市等との連携を図らなければなりません。

(審議会等)

第28条 市は、審議会等（附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。）の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。

2 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

第7章 議会の役割

(議会の役割)

第29条 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。

(市民等にかかれた議会)

第30条 議会は、市民等にかかれた運営を行うよう努めるものとします。

2 議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。

(議会の政策立案機能の充実)

第31条 議会は、政策立案機能の充実に努め、立法活動、調査活動等を積極的に行います。

第8章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第32条 市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。

(苦情等への対応)

第33条 市は、行政の運営に関する苦情等を公正に、かつ、その苦情等について関係のある者との間においては中立的な立場で、迅速に

処理しなければなりません。

- 2 市は、行政の運営に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

(倫理)

第34条 市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。

- 2 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。

(内部通報)

第35条 職員は、適法かつ公正な市の業務執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければなりません。

- 2 市及び議会は、前項の規定による通報を行った者に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

第9章 責務

(市民等の責務)

第36条 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。

(市長の責務)

第37条 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。

- 2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければなりません。
- 3 市長は、選挙において自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。
- 4 市長は、長期にわたって在任することによって、自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。

(議員の責務)

第38条 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければなりません。

- 2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければなりません。

(職員の責務)

第39条 職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければなりません。

3 職員は、市民等の意向や、行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能等の修得に努めなければなりません。

第10章 条例の実効性の確保

(条例の実効性の確保)

第40条 市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。

3 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとします。

4 市長は、第2項の規定による調査及び検討の結果並びに前項の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければなりません。

(条例の見直し)

第41条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければなりません。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

生駒市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本原則（第4条－第6条）
- 第3章 市民の権利と責務（第7条－第9条）
- 第4章 議会及び議員の役割と責務等（第10条－第13条）
- 第5章 市の役割と責務等（第14条－第17条）
- 第6章 市政運営（第18条－第35条）
- 第7章 市民参画、市民自治及び情報
 - 第1節 市民参画（第36条－第39条）
 - 第2節 市民自治等（第40条－第45条）
 - 第3節 情報共有等（第46条－第49条）
- 第8章 他自治体との連携、協力等（第50条－第53条）
- 第9章 条例の見直し（第54条）

附則

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかねばなりません。

また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わねばなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市－生駒市づくりに努めます。

ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。
- (6) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

(最高規範)

第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第2章 基本原則

(情報共有及び公開)

第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに

に、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。

(参画と協働の原則)

第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

(人権の尊重)

第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。

第3章 市民の権利と責務

(まちづくり参画の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。

(20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

第8条 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。

(まちづくり参画における市民の責務)

第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

第4章 議会及び議員の役割と責務等

(議会の役割と権限)

第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。

2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。

3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

(議会の責務等)

第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びそ

の経過を説明する責務を有する。

- 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。
- 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。
- 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。
- 7 市議会の組織及び市議会の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議及び会期外活動)

第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。

- 2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。
- 3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。
- 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。
- 4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

第5章 市の役割と責務等

(協働のまちづくりにおける市の役割)

第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。

- 2 市は、必要に応じて、市民等との間の調整を行う役割を担う。

(市長の責務)

第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民

の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

(市の職員の責務)

第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

第6章 市政運営

(まちづくり参画における市の責務)

第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。

(総合計画等の策定)

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。

3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

(説明責任)

第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意思決定の明確化)

第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

(行政組織)

第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(職員政策)

第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。

2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。

(法務政策)

第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守及び公益目的通報)

第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

(広聴応答義務)

第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。

2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。

(広聴対応)

第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必

要な措置を講じなければならない。

(財政運営の基本方針)

第30条 市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(予算編成、執行及び決算)

第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。

(財産管理)

第32条 市長は、市が保有する財産の適性かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 市長は、市民参画による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。

(外部監査)

第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。

第7章 市民参画、市民自治及び情報

第1節 市民参画

(条例制定等の手続)

第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

(1) 関係する法律又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

- (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
 - (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合
- 2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。

（計画策定段階の原則）

第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

（計画策定手続）

第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。

（審議会等）

第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。

- 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

第2節 市民自治等

（市民自治の定義）

第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

- 2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。

（市民自治に関する市民の役割）

第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

（市民自治に関する自治体の役割）

第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。

- 2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。

(市民自治協議会等)

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。

3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

6 前各項に関することは、別に定める。

(市民投票)

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第3節 情報共有等

(情報への権利)

第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

(情報共有制度)

第47条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。

(情報収集及び管理)

第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第49条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個

人情報の収集、利用、提供及び管理について、必要な措置を講じなければならない。

第8章 他自治体との連携、協力等

(他自治体住民との連携)

第50条 市民及び市は、市外の人々との交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(近隣自治体との連携)

第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び多文化共生)

第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

第9章 条例の見直し

第54条 市は、附則に規定する日から起算して5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定に基づく検討等を行うに当たっては、検討委員会を設置することができる。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○西脇市自治基本条例部会別検討項目（案）

(仮称) 総則検討部会		市民自治検討部会		団体自治検討部会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文	前文	基本原則	基本原則※ 1	基本原則	基本原則※ 1
総則	目的	市民	市民の権利	議会	議会の役割
総則	定義	市民	市民の役割	議会	議会の責務
基本理念	基本理念	市民	市民の責務	議会	議員の責務
基本原則	基本原則※ 1	住民自治	コミュニティのあり方	行政	市長の役割
条例	位置付け	住民自治	住民自治の制度	行政	市長の責務
条例	体系化	参画・協働	参画の権利等	行政	市職員の責務
条例	見直し	参画・協働	住民投票	市政運営	市政運営の原則
連携	他自治体等との連携	参画・協働	計画策定への参画	市政運営	財政
連携	広域連携	参画・協働	審議会等への参画	市政運営	行政組織
		参画・協働	条例制定への参画	市政運営	法令遵守・公益通報
		情報	情報共有	市政運営	行政評価

※ 1 基本原則については、他の部会の検討項目とも関連するため、それぞれの部会で検討する。